

農耕用作業車など  
所有・購入の皆さん

# ナンバープレートの 交付申請はお済みですか？

**農業用機械(乗用設備のあるもの)・フォークリフトなどの『小型特殊自動車』は所有していること(購入・取得)でナンバープレートが必要になります。**

農耕用トラクターやコンバイン、田植え機、農業用薬剤散布車、場内作業用のフォークリフトなどで**乗用設備を備えた**小型特殊自動車は、申告と標識(ナンバープレート)を取り付けることが地方税法で義務付けられています。**購入やそのほかで対象車両を取得し保有されている場合は、必ず申告しナンバープレートの交付を受けてください。**



## 対象になる車両

【農耕作業用自動車】:時速35km未満で乗用設備を備えた以下車両

農耕用トラクター 田植機 コンバイン(刈取脱穀作業車) 農業用薬剤散布車

【そのほかの小型特殊自動車】

全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m以下、最高速度15km以下の基準を満たす次のもの

フォークリフト・ショベルローダ、タイヤローラ、ロータリー除雪自動車、グレーダ、ロードスタビライザなどで一般・建設用のもの



## 交付の際の申告で必要となるもの

- ① 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ② 販売証明書または譲渡証明書
- ③ 車名(メーカー名) 車体番号 排気量が明記してあるもの
- ④ 委任状(所有者本人または同居親族が申請する場合は不要)



## ナンバープレート交付・申告の手続きは

真庭市役所税務課(市役所本庁舎1階)または市役所各振興局窓口で申告を行いナンバープレートの交付を受けてください。

★「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」をご利用ください。



## 使わなくなった車両とプレートは・・・

保有していることでナンバープレートの取り付け=軽自動車税の対象となります。車両を使わなくなった場合は車両の処分(譲渡含む)を行い、ナンバープレートを上記窓口まで返却してください。

軽自動車税額：農耕用作業車 2,400円/年額

その他のもの 5,900円/年額

※不申告の場合には10万円以下の過料を科せられる場合があります。

【お問い合わせ先】

真庭市役所総務部税務課 (市役所本庁)

軽自動車税担当

TEL 0867-42-1114

FAX 0867-42-1240

